

よくある質問 Q&A

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業

(化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業)

これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

Q1 化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。

A1 再生可能資源由来素材を製造するのに必要な汎用的な機器を組み合わせるプラントにおける補助対象設備は粉砕、乾燥、造粒など直接的に必要となる設備及びその間のコンベアであり、補助対象外となる設備は貯留タンク、梱包など間接的に必要となる付帯設備、或いは設備の駆動に必要なコンプレッサなど補器類になります。直接的な設備かどうか不明な場合は当財団までお問い合わせください。

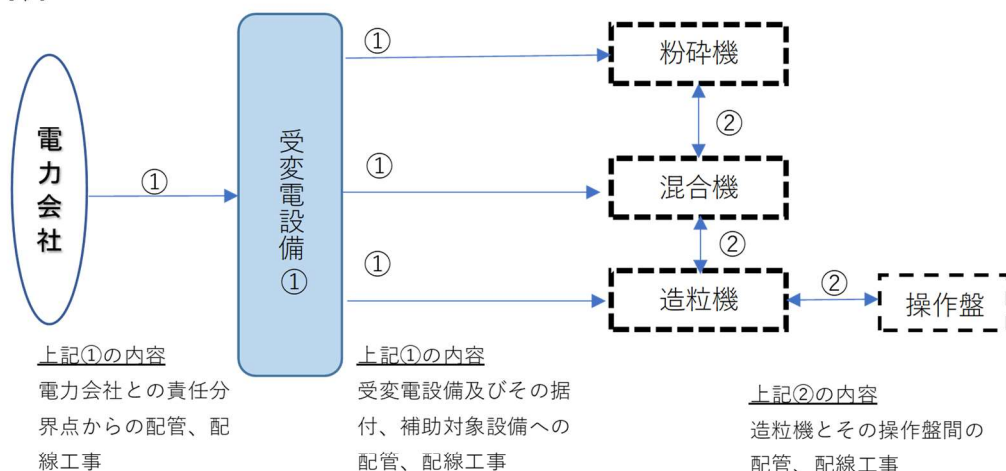
Q2 電源を供給する設備とはどのようなものか。

A2 電力会社等から電気を受けるための受変電設備、各設備へ配電するための配電設備、及び配電設備から各補助対象設備への配線・配管工事等のことを言います。それら受変電設備等においては、新設、増設の場合のみで、改修、改造は含みません。

また、受変電設備、配電設備の補助対象経費の算出において、補助対象内外が共用する設備は設備容量按分で算出します。なお、将来の設備増設などを考慮した過剰分及び予備等は補助対象外とします。

なお、公募要領の様式3に記載する一次側電源工事費及び二次側電源工事費については、下記の範囲を参考に積算してください。

参考例



1 次側電気工事（公募要領：電源を供給する設備）

①に該当する設備及び据付、配管、配線工事等

2 次側電気工事（公募要領：対象機器間の配管、配線等）

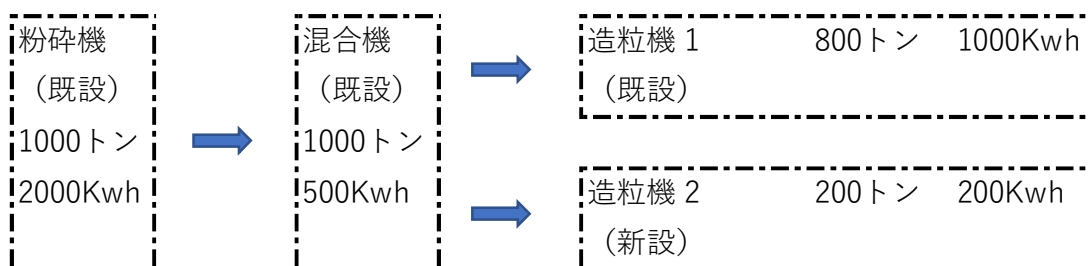
②の部分の配管、配線工事

Q3 CO2削減量の計算における再生可能資源由来素材の増加量はどのように記入すれば良いか。

A3 再生可能資源由来素材の増加量は補助対象設備により、新たに製造する量で増加量を指しますが、海外へ輸出される量は含みません。ただし、海外で製品化し日本へ戻る分で証明出来るものは含みます。

Q4 CO2削減量における既存機器の割合とはどのように算出すれば良いか。

A4 再生素材を製造するのに必要な電力量の内、増加する再生素材量に必要な電力量の割合を指します。簡単な例をつぎに示します。



増加する再生可能資源由来素材に必要な電力量は

$$2000 \times \frac{200}{1000} + 500 \times \frac{200}{1000} + 200 = 700\text{Kwh}$$

粉砕機、混合機の既設機器の割合は、 $\frac{200}{1000} = 0.2$ になります。